

# 学校法人ものつくり大学における研究活動上の不正行為防止に関する基本方針及び防止計画

平成 28 年 3 月 28 日制定

平成 29 年 2 月 15 日改定

学校法人ものつくり大学は、積極的な研究活動を推進するに当たり、研究に携わる全ての者（以下「研究者」という。）が、社会の負託に応えるという重大な責務を有することに鑑み、研究者の主体的かつ自律的な研究活動を確保するとともに、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日（平成 26 年 2 月 18 日改正）文部科学大臣決定）」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」及び「学校法人ものつくり大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程（以下「防止規程」という。）」等に基づき、研究活動上の不正行為への対応等に関する体制を整備し、全ての研究活動上の不正行為を事前に防止するための取組を推進する。

## I 基本方針

- 1 研究活動上の不正行為の防止等に関する責任体系の明確化を図るため、最高責任者及び統括責任者を置き、防止規程第 4 条及び第 5 条に定める責務を果たすとともに、この基本方針及び行動計画の着実な実施に努め、抑止機能を備えた体制整備を図る。
- 2 研究者自身の自律・自己規律により研究が推進されることが大前提であるが、さらに、研究者の行動を厳正に律するための行動規範を定め、その徹底を図る。
- 3 不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するため、研究者に求められる倫理規範を習得させるための研究倫理教育等を定期的実施して、倫理意識の更なる向上を図るとともに、事務処理手続に関するルールや事務処理に関する権限と責任を明確化し、関係者の意識向上を図る。
- 4 不正行為が発生した場合の迅速な対応を図るため、対応する責任者を定め、責任者の役割、権限及び責任の範囲等を明確にするるとともに、調査手続や方法等に関する規程及び調査体制を整備する。
- 5 不正行為の発生要因の分析・把握を行い、実効性のある不正防止計画を策定・実施の上、不正行為が起こりにくい環境の構築に向けて、対応の強化を図る。

- 6 研究活動によって生み出されたデータ、試料等を適切に管理・保存し、必要に応じて開示できるよう、研究データ等の保存期間及び方法等について指針を定め、研究活動の健全性が担保されるよう、適切な教育・指導と環境整備を図る。

## II 防止計画

| 事 項                 | 内 容  |
|---------------------|--|
| 1 関係規程の整備           | <p>上記のガイドライン等に基づき、次のとおり、関係規程を整備するとともに、関係者への周知を図る。</p> <p>[策定する規程]</p> <p>(1) 学校法人ものつくり大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程</p> <p>(2) 学校法人ものつくり大学における研究者等の行動規範</p> <p>(3) 学校法人ものつくり大学における研究データ等の保存等に関する指針</p> <p>(4) ものつくり大学における科学研究費助成事業に関する事務取扱規程</p> <p>(5) 学校法人ものつくり大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程施行内規</p> |
| 2 研究倫理教育等の実施        | <p>研究倫理教育等責任者は、毎年定期的に、次の対象者（研究を行わない者及び研究費の執行管理に関与しない者を除く。）ごとに、研究倫理教育及びコンプライアンス教育に関する研修を実施するものとする。</p> <p>なお、研修の内容は、それぞれの者が研究に関与する特性に応じた学修方法等により実施するものとする。</p> <p>(1) 教育職員、及び研究を行う役員又は非常勤職員</p> <p>(2) 大学院生</p> <p>(3) 学部学生</p> <p>(4) 一般職員、及び(1)以外の役員又は非常勤職員</p>                                 |
| 3 具体的な不正防止計画の策定及び実施 | <p>研究活動不正防止推進室は、不正を発生させるリスク要因を体系的に把握・分析し、それに対応する具体的な不正防止計画を策定、実施するとともに、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、計画の定期的な見直しを行う。</p>   |
| 4 実施状況の報告           | <p>研究倫理教育等責任者は、毎年5月末までに、前年度の部局における研究倫理教育及びコンプライアンス教育に関する研修及びその他具体的な不正行為防止の取組の実施状況を統括責任者に報告するものとする。</p> <p>また、必要に応じて行った措置等がある場合は、併せて報告するものとする。</p>  |